

神戸市事業再構築補助金活用促進助成金 Q & A

No.	分類	質問	回答
1	対象者	法人の場合、神戸市内に本店または主たる事業所を有することとされているが、主たる事業所とは何か？	神戸市の法人市民税の課税対象となる事務所を言います。 例) 本店は大阪市だが、神戸市内にも事業所があり、法人市民税を納付している場合、主たる事業所が神戸市内にあるとみなします。
2		個人事業主の場合、神戸市内に事務所があれば、住所は市外でもよいのか。	事業所が市内であれば、お住まいは市外でも対象となります。
3		中小企業等とは？	事業再構築補助金の対象となる中小企業者等および中堅企業等となります。 詳しくは、事業再構築補助金の公募要領 (https://jigyousaikouchiku.go.jp/download.php) をご覧ください。
4		市税以外の公租公課（国税、県税、保険料等）の滞納は「市税の滞納」にあたりますか？	市税以外の国税等の滞納は対象外の要件に該当しません。
5		市外で事業再構築を行う場合でも対象となりますか	市内に本社または主たる事務所がある場合は、対象となります。
6	対象経費	事業再構築補助金の申請かかる経費とは、どのような経費ですか？	事業計画策定費用、成功報酬、申請サポート費用など、専門家に支払う経費が対象となります。専門家が認定経営革新等支援機関かどうかは問いません。
7		認定経営革新等支援機関とは何ですか？	認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。 【参考】 https://mirasapo-plus.go.jp/supporter/certification/
8		認定経営革新等支援機関以外の専門家に計画策定等を依頼した場合でも助成金の対象となりますか？	対象となります。
9		成功報酬など申請期限内に確定しない経費がありますが、申請できますか？	申請期限内に支払い確認書類が提出できない経費は対象外となります。
10		税理士として関与している顧問先にて計画策定を支援しました。顧問契約料は対象になりますか？	通常の税務顧問契約による委託業務の範囲で行う業務は対象外となります。別途、事業再構築補助金計画策定支援に係る業務委託契約を締結し、申請あたっては当該契約書の写し等を提出してください。
11		自社で事業再構築補助金の申請を行いました。社員の人件費など申請に要した費用は対象になりますか？	専門家等に支払う経費以外は対象になりません。
12		第4回公募以前の事業再構築補助金の申請に係る経費は対象になりませんか？	第4回公募以前の事業再構築補助金の申請に係る経費は対象外です。
13	過去の事業再構築補助金の申請時に有償で専門家等が作成した事業計画書をもとに、修正のうえ今回申請しました。以前の申請時に発生した経費は対象になりますか？	過去の申請時の計画策定等の経費は対象になりません。ただし、今回の申請のために計画書を修正するなど、追加で経費が発生した場合、追加費用については対象となります。	
14	交付額	交付額の計算方法は？	対象経費の1/2（上限：25万円） ※千円未満切捨て ※消費税は補助対象外 例) 計画策定等に要した費用：255,000円の場合 255,000円×1/2=127,500円→交付額：127,000円（千円未満切捨て）
15		事業再構築補助金不採択になった場合どうなりますか？	採択・不採択に関わらず助成します。

No.	分類	質問	回答	
16	申請手続き	契約書等の定義を教えてください。	当助成金の対象となる契約書等は、助成金の申請者が事業再構築補助金の申請にかかる業務を専門家等へ依頼し、申請者と専門家等の双方合意が成されていることが確認できるものを指します。	
17		契約書を作成していないため契約書を提出できません。何を提出すればいいですか？	発注書等のように、支払い先の合意が確認できないものは原則として認められませんが、請求書や納品書等の追加書類を合わせて提出し、整合が取れる場合に限り認めます。ただし、請求書や納品書で支援機関が実施した業務内容（計画策定費用：〇〇円、採択された場合の成功報酬：〇〇円など）が確認できない場合は、双方が記名押印し、業務内容と経費の確認が取れる資料の提出が別途必要です。	
18		申請書類はどこに置いていますか？	神戸市ホームページからダウンロードいただくか、以下の設置場所です。 【設置場所】 神戸市経済観光局経済政策課（神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階）	
19		「事業再構築補助金の申請前」や「専門家等の経費支払前」でも申請できますか？	「中小企業庁への事業再構築補助金の申請」および「専門家等への経費の支払い」の後に申請してください。	
20		申請の受付締切はいつですか？	令和6年2月29日までです（消印有効）。	
21		提出する書類は返してもらえますか？	提出いただいた申請書類等は、原則として返却しません。申請書（様式第1号）、宣誓・同意書（様式第2号）以外の書類はすべて写しを送付してください。	
22		代理人による申請はできますか？	代理人による申請は受け付けておりません。ご本人様が申請していただくようお願いします。	
23		窓口で申請書の提出や記入方法を相談したい	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業再構築補助金活用促進助成金では対面での受付窓口を設置しておりません。郵送にてご申請ください。 申請にあたってご不明点がございましたら下記問い合わせ先までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 神戸市経済観光局経済政策課 078-891-3924	
24		申請の受付完了の連絡はもらえますか？	申請書の到達連絡は行っておりません。 到達確認を行いたい場合は、書留やレターバック等追跡が可能な方法にて郵送をお願いします。	
25		交付の通知は来ますか？	書面にて審査結果と交付額を通知します。	
26		申請が通らなかった場合は知らせがありますか？	審査の結果、交付の要件を満たさないと判断された場合には、不交付の決定通知をもってお知らせします。	
27		いつ交付されますか？	神戸市が受理をしてから交付されるまで1ヶ月程度を予定しています。 申請内容に疑義があった場合など、審査の状況や申請の混雑具合によっても前後いたしますのでご了承ください。	
28		その他	連絡が取れない場合の注意事項について	申請書の内容について、事務局の審査担当者から確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、その際はお手数ですがご協力をお願いいたします。 連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、不交付とさせていただきます。 円滑な交付のためにもご協力をお願いいたします。
29			法人番号がわかりません。	国税庁の「法人番号公表サイト」で検索し、お調べください。 13桁の数字が該当番号になります。 ▼国税庁「法人番号公表サイト」 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
30	事業再構築補助金の他の公募回における助成金について、受付はしていますか？		神戸市では、第5回公募分以降を対象に受付しております。	
31		助成金は先着順ですか？	現在のところは先着順ではありません。予算の範囲内での助成になりますが、上限に達する見込みになればHP等で「第〇回の募集は先着順になる旨」をお知らせします。	